

令和7年度大田市立病院看護職員修学資金貸与学生募集要項

大田市立病院では、看護職員修学資金の貸与を希望される方を募集します。

1. 目 的

将来大田市立病院に看護職員として勤務しようとする看護学生に対し、修学資金を貸与することにより修学を支援し、大田市立病院における看護職員の確保を図ることを目的としています。

2. 応募資格

保健師助産師看護師法に基づき、文部科学大臣または都道府県知事が指定した助産師・看護師を養成する大学、短期大学、専門学校等（以下「看護学校等」という。）に在学している方で、令和8年3月以降看護学校等を卒業後、助産師免許または看護師免許（以下「看護師等の免許」という。）を取得し、直ちに大田市立病院に勤務する意思を有している方。

3. 貸与予定人員

5名程度

4. 修学資金の貸与額・貸与期間

（1）貸与額 **月額5万円**

（2）貸与期間 在学している看護学校等の正規の修学年月を上限とします。

（令和7年は4月分より貸与します）

5. 修学資金の返還免除

貸与を受けた方が看護学校等を卒業した日から2年以内に看護職員の免許を取得後、直ちに大田市立病院において、引き続き貸与期間に相当する期間看護職員の業務に従事した場合、修学資金の返還を免除します。

6. 修学資金の返還猶予

貸与を受けた方が次の事由に該当するときは、その事由が継続する間は貸与した修学資金の返還を猶予します。

- ①看護学校等を卒業後、大田市立病院において看護職員として従事しているとき。
- ②看護学校等を卒業した後、さらに他種の看護学校等において修学しているとき。
- ③看護学校等の正規の修学年限が終了した後も、引き続き当該看護学校等に在学しているとき。
- ④その他やむを得ない事由があるとき。

7. 修学資金の返還

（1）返還事由

貸与を受けた方が次の事由に該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金は返還しなければなりません。

- ①退学等により修学資金の貸与が取り消されたとき。

- ②看護学校等を卒業した日から2年以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。
(進学、病気等やむを得ない事由がある場合は除きます)
- ③看護師等の免許を取得後、直ちに大田市立病院において看護職員の業務に従事しなかったとき。(進学、病気等やむを得ない事由がある場合は除きます)
- ④大田市立病院において、引き続き貸与期間に相当する期間看護職員の業務に従事する前に退職したとき。

(2) 返還方法

当該事由の生じた日の属する月の翌月末日までに、一括返還となります。

8. 申請期間

令和7年4月21日(月)～令和7年5月26日(月)【消印有効】

9. 申請方法

申請にあたっては、次の書類を申請期間内に、大田市立病院事務部看護職員修学資金担当まで提出してください。

【申請に必要な書類】

- ① **修学資金貸与申請書**(様式第1号)
- ② **在学証明書**
- ③ **自己紹介書**(当院所定の用紙に写真を貼付し、自己PR、志望動機などを記載)

【貸与決定後に必要な書類】

- ① **誓約書**(様式第3号)
- ② **口座振込依頼書**

※ 上記様式については、**大田市立病院ホームページに掲載**しております。

※ 様式の郵送を希望される場合は、封筒の表に「**修学資金申請関係書類請求**」と**朱書きし、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封**して、下記まで請求してください。

10. 選考方法

面接および作文による選考を実施します。選考の日程(日付・時間・場所)については、別途申請者あてにご案内しますので、自己紹介書に連絡が取れる住所、電話番号を必ずご記入ください。

11. 問い合わせ及び申し込み先

〒694-0063 大田市大田町吉永 1428-3

大田市立病院事務部総務課 看護職員修学資金担当(電話 0854-82-0330)

※ **大田市立病院ホームページ** <https://www.ohda-hp.ohda.shimane.jp>